

「次世代育成支援対策推進」に基づく一般事業主行動計画

- 1、計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日
- 2、目標
 - ①妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対し制度を周知する。
 - ②育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知する。
 - ③ 所定外労働を削減するために、ノー残業デーを設定し実施する体制を整える。

「女性活用推進法」に基づく一般事業主行動計画

- 1、計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日
- 2、分析 行動計画にあたり自社の分析結果
 - ・直近事業年度における採用した労働者に占める女性労働者の割合は57.7%
(直近年度の中途採用も含めた女性採用者数÷採用者数)
- 3、目標 女性のキャリアアップを推進するため、昇格対象者の女性の割合を高める。